

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事業年度	令和	年	月	日から	
	令和	年	月	日まで	

法人名					
-----	--	--	--	--	--

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算						資 本 金 等 の 額 の 計 算									
収益	報酬給与額 別表5の2の2⑮又は別表5の3⑫	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額	下表2⑳若しくは下表3㉑又は別表5の2の3⑫、 別表5の2の3⑬若しくは別表5の2の3⑭	⑫	兆	十億	百万	千	円
配 分 額 の 計 算	純支払利息 別表5の2の2⑯又は別表5の4③	②						当該事業年度の月数		⑬					月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑰又は別表5の5③	③						$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$		⑭	兆	十億	百万	千	円
	収益配分額 ①+②+③	④						控除額計	別表5の2の3⑫、別表5の2の3⑬若し くは別表5の2の3⑭又は別表5の2の4⑰	⑮					
単年度損益	第6号様式⑱又は別表5⑲	⑤						差引		⑯-⑮					
付加価値額	④+⑤	⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額		⑰					
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合	①/④	⑦					%	$\frac{\text{⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額}}{⑮} \times \frac{50}{100}$		⑱					
雇 用 額 安 の 定 計 控 算	④ × $\frac{70}{100}$ 雇用安定控除額	⑧	兆	十億	百万	千	円	$\frac{\text{⑯のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額}}{⑮} \times \frac{25}{100}$		⑲					
	①-⑧	⑨						仮計		⑲+⑱+⑲	⑳				
雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額	別表5の6㉒又は別表5の6の2㉓	⑩						国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数		㉑					人
課税標準となる付加価値額	⑥-⑨-⑩	⑪						国内における収入金額等課税事業 に係る期末の従業者数		㉒					
								計		㉑+㉒	㉓				
								課税標準となる資本金等の額		㉓	兆	十億	百万	千	円
								㉓又は㉓×㉑/㉒若しくは㉓×㉒/㉑		㉔					

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉕					当期中の減少額 ㉖					当期中の増加額 ㉗					差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)				
	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 又は出資金の額	1																			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2																			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3																			
期中に金額の増減が あった場合の理由等																				

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事業年度	令和	年	月	日から	日まで
	令和	年	月		

法人名					
-----	--	--	--	--	--

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算						資 本 金 等 の 額 の 計 算									
収益	報酬給与額 別表5の2の2⑬又は別表5の3⑭	①	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額	下表2⑰若しくは下表3⑱又は別表5の2の3⑲、 別表5の2の3⑳若しくは別表5の2の3㉑	⑫	兆	十億	百万	千	円
配 分 額 の 計 算	純支払利子 別表5の2の2⑳又は別表5の4㉒	②						当該事業年度の月数	⑬						月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉓又は別表5の5㉔	③						$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆	十億	百万	千	円	
	収益配分額 ①+②+③	④						控除額計	別表5の2の3⑲、別表5の2の3⑳若し くは別表5の2の3㉑又は別表5の2の4㉒	⑮					
単年度損益	第6号様式⑳又は別表5㉔	⑤						差引	⑭-⑮	⑯					
付加価値額	④+⑤	⑥						⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰						
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合	①/④	⑦					%	⑰のうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額 $\times \frac{50}{100}$	⑱						
雇 用 額 安 の 定 計 控 算	④ $\times \frac{70}{100}$	⑧	兆	十億	百万	千	円	⑰のうち5,000億円を超え 1兆円以下の金額 $\times \frac{25}{100}$	⑲						
	雇用安定控除額 ①-⑧	⑨						仮計	⑰+⑱+⑲	⑳					
雇用者給与等支給増加額	別表5の6㉕又は別表5の6の2㉖	⑩						国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑						人
課税標準となる付加価値額	⑥-⑨-⑩	⑪						国内における収入金額等課税事業 に係る期末の従業者数	㉒						
								計	㉑ + ㉒	㉓					
								課税標準となる資本金等の額	⑳又は㉑ \times ㉒/㉓若しくは㉑ \times ㉒/㉓	㉔	兆	十億	百万	千	円

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉕					当期中の減少額 ㉖					当期中の増加額 ㉗					差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)				
	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 又は出資金の額	1																			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2																			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3																			
期中に金額の増減が あった場合の理由等																				